

大井町立大井小学校

# いじめ防止基本方針

令和8年4月

(平成26年1月制定)

(平成29年8月改定)

(平成30年2月改定)

(令和7年7月改定)

(令和8年3月改定)

# 大井町立大井小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

すべての教職員が、「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりえる、だれもが加害者にも被害者にもなり得る」という認識に立ち、教育委員会や家庭、地域と連携し、いじめの未然防止を最優先し、早期発見・対応・解決の取り組みを徹底する。

いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用して行う。

### (いじめの定義) いじめ防止対策推進法第2条第1項

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

なお、法の定義や国及び県の基本方針に基づき、本校においても学校の内外を問わず、児童等がいじめと感じたものはすべて、いじめとしてとらえる。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については国及び県の基本方針を参照する。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等に取り組む組織

- (1) 法第22条の規定により、教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等により構成されるいじめの防止等を実効的に取り組む組織として学校いじめ対策組織を設置する。
- (2) 学校いじめ対策組織は、いじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うための中核となる常設の組織であり、そのことを全ての教職員が確認するとともに、情報や対応方針の可視化や、教職員が発言することに対する心理的安全性の確保を図ることとする。また、この組織が、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童等から認識されるようにする。
- (3) 学校いじめ対策組織で組織的に対応するために、いじめの認知から対応までの過程や対応する教職員の役割分担、段階における関係機関との連携について具体的に検討し、対応フローを明確にしておく。
- (4) いじめ事案の内容の深刻さに応じて、機動的連携型支援チーム（機動的に課題解決を行う最小のチーム）、校内連携型支援チーム（「学校いじめ対策組織」に相当）、ネットワーク型支援チーム（学校

と関係機関等で構成されるチーム)のいずれにより対応するか判断し、事案に応じて適切に対応を行う。

- (5) 学校いじめ対策組織は、学校基本方針が学校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。

### 3 いじめの未然防止のための措置

- (1) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての児童を対象に様々な教育活動を通じて道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (2) 児童が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと、様々な教育活動を通じて人権教育を推進する。
- (3) 児童一人ひとりを大切にしたい指導を展開し、主体的に参加できる学習活動や受容的な雰囲気と規律を大切にしたい学級経営をめざす。
- (4) 児童に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動の重要性を理解させるように努め、いじめの防止等に資する児童の自主的な企画及び運営による活動を促進する。
- (5) 特に配慮が必要な児童に係るいじめについては、当該児童の特性を踏まえ、日常的に適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。なお、配慮が必要な児童には、発達障害を含む、障害のある児童、海外から帰国した児童や外国の児童、外国につながりのある児童、性同一性障害に係る児童や「性的マイノリティ」とされる児童、大規模災害等により避難している児童を含む。
- (6) 児童、保護者及び教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。
- (7) インターネットやSNSにおけるいじめの防止に向けて、企業と連携した情報モラル教室を実施するとともに、保護者に対して家庭での適切なルールづくりの必要性等について周知する。
- (8) 法第34条の規定により、学校基本方針に基づく取組(いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、教職員の孤立やいじめの抱え込み防止、早期発見・事案対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等)の実施状況を学校の評価に位置づけるようにする。

### 4 いじめの早期発見のための措置

- (1) いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。
- ・学校生活アンケート(いじめについての調査)の実施……………年2回(6月、11月)
  - ・スクリーニング調査(自分自身や家庭について)の実施……………年2回(7月、11月)
  - ・教育相談(学級担任による保護者との情報交換)……………年2回(7月、12月)
- (2) 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。  
(教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用)
- (3) 在籍する児童等にいじめの疑いや相談があったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、必要に応じて学校いじめ対策組織を通して情報共有を行う。
- ①情報共有の手順(資料1参照)
  - ②情報共有すべき内容の明確化 「いつ・どこで・誰が・何を・どのように」
- (4) 児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る悩み等を抵抗なく、いつでも相談できる体制を整備する。

## 5 いじめに対する措置

- (1) いじめに係る通報を受けた場合において、いじめの疑いがあると判断したときは、迅速かつ組織的に事実確認を行い、いじめの解消に向けた取組を行うとともに、次の対応等により再発防止に努める。なお、いじめを受けた児童等の立場に立ち、いじめに当たると判断した場合でも「いじめ」という言葉を使わずに指導することもある。  
※いじめの「解消している」状態、及び「いじめ」という言葉を使わずに指導する事例は、国及び県の基本方針を参照する。基本的に「解消している」と判断するには、「いじめに係る行為の解消」及び「いじめを受けた児童等が心身の苦痛を受けていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされていることとする。(資料1参照)
- (2) いじめに係る情報を適切に記録する。
- (3) インターネットを通じて行われる不適切な書き込み等については、被害の拡大を防ぐため、直ちに削除等の措置を行い、必要に応じて町その他の関係機関等の協力や援助を求める。
- (4) いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、確認された事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- (5) いじめを行った児童に対して、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には生命、身体又は財産を脅かす行為にもなることを理解させるとともに、自らの行為の他者への責任を自覚させるよう指導する。
- (6) いじめを受けた児童をいじめが解消するまで守り通すとともに、安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- (7) いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童との対話を深めること等を通して、いじめの再発防止に努める。
- (8) 出席停止となった児童の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援する。
- (9) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、学校警察連携制度を活用するなど、警察署との連携を図る。
- (10) 関係機関等の組織名・担当部署・所在地・連絡先・役割等を一覧にして、全教職員に配付したり、職員室に掲示したりすることで、連携する必要が生じたときに速やかに動けるようにしておく。

## 6 重大事態への対処 (いじめ防止対策推進法第23条)

### (1) いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国及び県の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(令和6年8月改訂文部科学省)」により適正に対応する。

児童がいじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は教育委員会を通じて町長に重大事態の発生について報告するとともに、教育委員会又は学校は当該重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに事実関係を明確にするための調査を行う。

①重大事態かどうかの判断は、次の考え方により、教育委員会又は学校が判断する。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

- ▶【第1号】 いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
  - ・自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

▶【第2号】 いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合

※年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、重大事態として対応する。

②重大事態は、事実関係が確定した段階を重大事態と呼ぶのではなく、上記事案の疑いの段階を重大事態と言い、その段階から対応を開始するものとする。

③児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告・調査等に当たる。児童や保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言せず、適切かつ真摯に対応する。

## (2)学校による対処

### 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

重大事案が発生したときには、その旨を教育委員会を通じて速やかに町長に報告する。



学校は、その事態に対処するとともに事実関係を明確にするための調査を行う。なお、学校が主体の調査で重大事態への対処及び同種の事案の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと教育委員会が判断するときや、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるようなときは、教育委員会が調査を実施する。

調査を実施するにあたり、いじめを受けた児童及びその保護者へ事前説明を行い、調査目的や調査の進め方等について共通理解を図ることとする。

#### 【学校が調査主体となる場合】

学校が行う重大事態の調査は、学校いじめ対策組織が主体となって実施する。常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

#### 【教育委員会が調査主体となる場合】

教育委員会では、「大井町いじめ防止対策調査会」において調査を実施する。本調査会の構成員は、学識経験者、医師、弁護士、児童等の発達、心理等について専門的知識を有する者、福祉等について専門的知識を有する者とする。

なお、学校で発生した重大事態について、町教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請する。

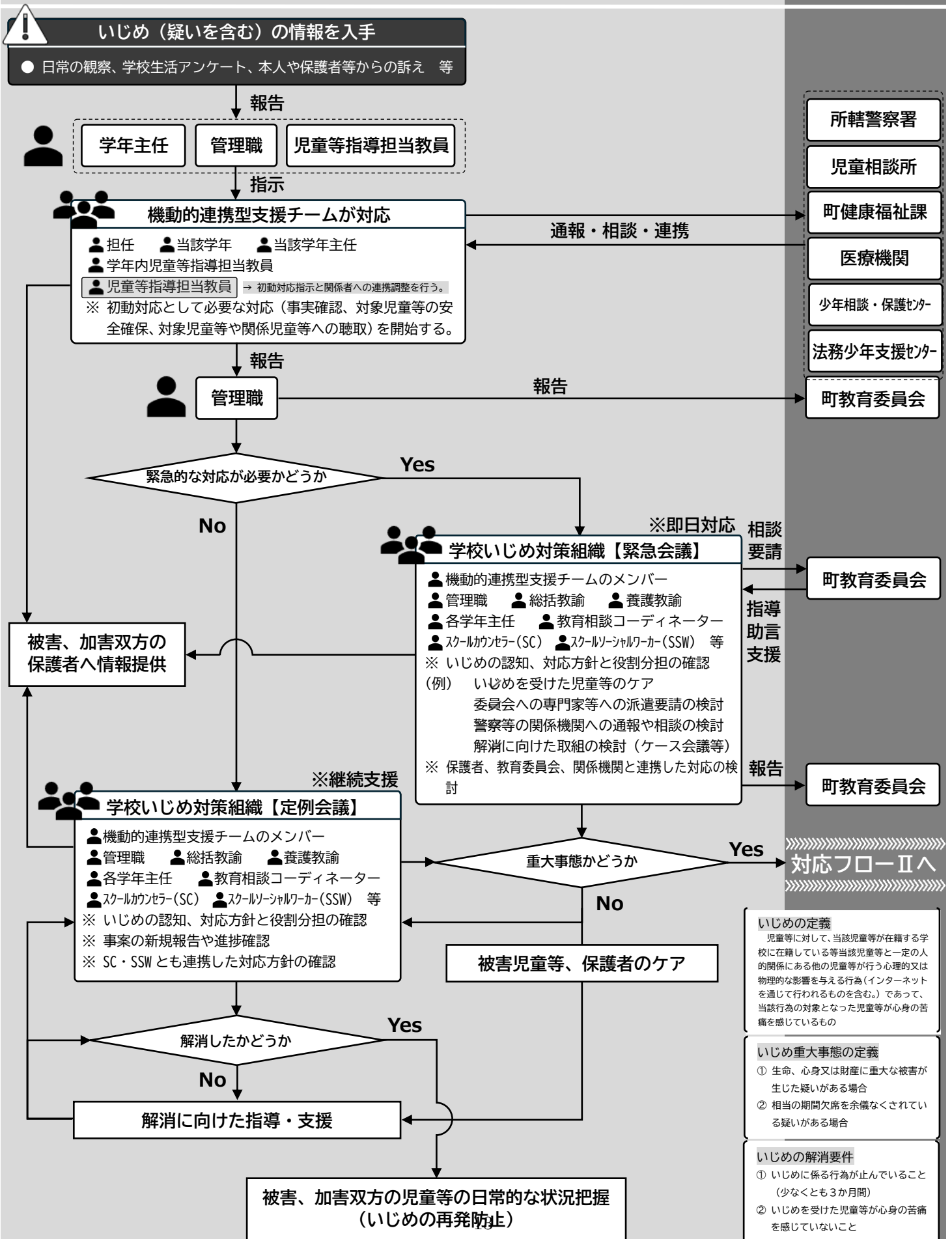


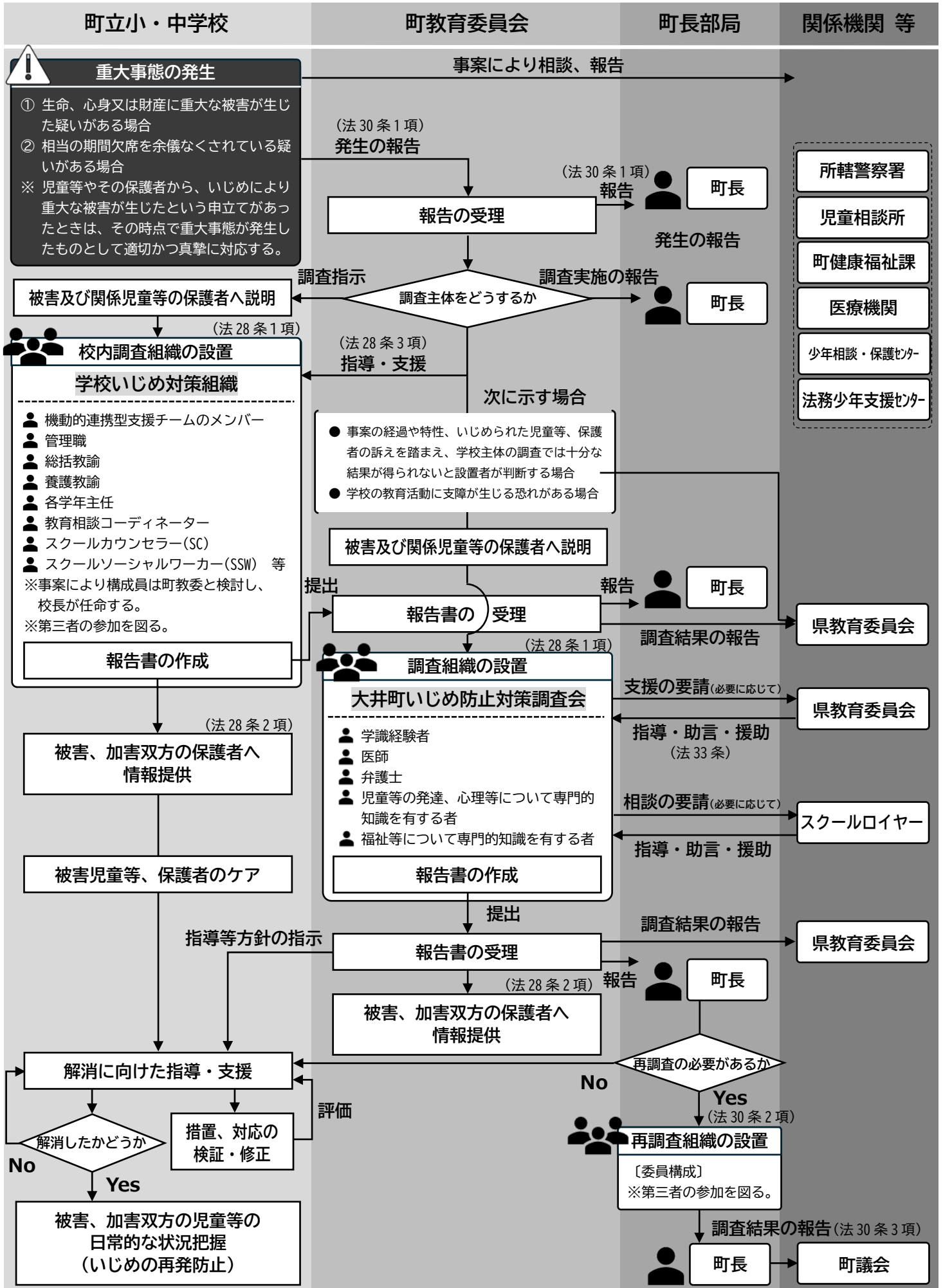
学校が実施した調査結果は、調査報告書により教育委員会を通じて町長に報告する。教育委員会が実施した調査結果は、同じく調査報告書により直接町長に報告する。なお、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、調査を実施する教育委員会又は学校は、予めそのことをいじめを受けた児童及びその保護者へ伝える。

- ①学校は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童及びその保護者の意向、公表をした場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表する。公表を行う場合は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、公表の方針について説明を行う。
- ②学校は、日常からいじめの疑いがある行為を学校いじめ対策組織へ報告し、組織的に共有した上で記録に残すようにする。
- ③関係資料の保存について、アンケートの質問票や対象及び関係児童からの回答、アンケートや聴取の結果をまとめた文書等は、指導要録の保存期間を踏まえて5年とする。また、重大事態調査を行った後の調査報告書についても同じく5年とする。

町立小・中学校

関係機関等





## 大井町いじめ防止等のための主な関係機関等一覧

No	関係機関等	いじめ防止等に係る役割	所在地・連絡先
1	民生委員・児童委員 主任児童委員	地域の児童等の見守り、相談、支援活動に取り組む。また、児童福祉関係機関との連絡調整にあたる。	大井町金子 1964-1 TEL : 0465-83-8011 (町健康福祉課)
2	大井町青少年指導員	青少年の健全育成に向けて、諸課題について協議を行ったり、夜間パトロールを行ったりする。	大井町金子 1995 TEL : 0465-83-5409 (町生涯学習課)
3	神奈川県教育委員会教育局 県西教育事務所 指導課	大井町を所管する県教育委員会の機関。いじめ等の生徒指導上の問題に係る連絡や助言を行う。また、町が支援を要請した際は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を派遣する。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000
4	足柄上指導課		開成町吉田島 2489-2 TEL : 0465-83-5111
5	神奈川県警察 少年相談・保護センター 県西方面事務所	神奈川県警察の相談機関として、少年の非行問題やいじめ、犯罪被害等に関する相談を受ける。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-7358
6	神奈川県警察 松田警察署	足柄上郡 1 市 5 町を管轄する警察署。非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめ事案が発生した場合には、連携・相談して対応する。	松田町松田庶子 477-1 TEL : 0465-82-0110
7	小田原児童相談所	いじめに関する相談について、情報を共有して取り組む。また、いじめの背景に重篤な虐待の問題が予想される場合には、連携して対応する。	小田原市荻窪 350-1 TEL : 0465-32-8000

